

# 補助金申請に挑戦してみよう!

初回にご説明させていただいたように補助金は助成金に比べ

“条件を満たしかつ採択された企業だけが受け取ることができる”ため、どうしても敷居が高いというイメージがあります。また、特別に研究開発している企業や製造業しか取得できないというイメージを持っておられる経営者も非常に多いのが実状です。しかしながら、以前は、「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援助成金」という名称が、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」に変更になっていることからわかるようにものをつくっている会社ではなくても対象になります。もちろん法人だけではなく、個人事業主でも申請可能です。また、補助金申請書類を書いていくことで実際の事業計画の不足部分が見えてくるメリットがあります。では今回は2017年12月に募集が開始される予定があります

## 「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」について説明させていただきます。

### <革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の概要>

#### 【事業の目的】

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

#### 【対象要件】

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、下記の要件のいずれかに取り組みものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

【平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金公募要領より抜粋】

#### ①革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善

#### ②設備投資等の経費の一部を補助

#### ③認定支援機関と連携

⇒「認定支援機関」は、中小企業が安心して経営相談等が受けられるために、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関として位置づけられている。金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等を認定。

#### ④中小企業・小規模事業者の経営力向上を図る

⇒平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」により、「経営力向上計画」を認定。ものづくり補助金の申請要件ではないが、平成28年度補正の公募では、加点項目になっている。

### <準備のすすめ方>

#### 【補助金の内容の理解】

#### 補助対象になる行為

【革新的サービスの場合】	【ものづくり技術の場合】
革新的サービスの開発	試作品開発
サービス提供プロセスの改善	生産プロセスの改善

	革新的サービス	ものづくり技術	機械装置費	原材料費	技術導入費	外注加工費	委託費	知的財産権等関連経費	運搬費	専門家経費	クラウド利用費
一般型	・補助上限額：1,000万円 ・補助率：2/3以内 ・設備投資が必要		○	○						○	○
小規模型	・補助上限額：500万円 ・補助率：2/3以内 ・設備投資が可能（必須ではない）	設備取得のみ 試作開発型	○	○	○	○	○	○		○	○
第四次産業革命型	・補助上限額：3,000万円 ・補助率：2/3以内 ・設備投資が必要		○	○						○	○

○要件を満たした場合の一般型と小規模型補助上限額は以下の通り。

事業類型	基本額	補助上限額（下限額）		補助率
		雇用・賃金拡充による上限額の増額	(1)雇用増（維持）：5%以上の賃金引上げ計画に基づく取組み	
第四次産業革命型	3,000万円 (100万円)	補助上限額の増額設定はありません		補助対象経費の3分の2以内
一般型	1,000万円 (100万円)	2,000万円 (100万円)	3,000万円 (100万円)	
小規模型	500万円 (100万円)	1,000万円 (100万円)	1,500万円 (100万円)	

注1. いずれの事業類型にも「革新的サービス」又は「ものづくり技術」のどちらかに応募可能です。

### <申請の可否を確認>

公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業は対象となりません。その他にも、申請の対象外となる事業・案件の基準が定められています。（詳細は、中央ビジネスグループにお問い合わせいただければアドバイスいたします）他

### <申請書類を確認>

公募要領のサンプルを見ると非常に簡単なものです。しかし、2～3枚の申請書類では、とても採択には至らないのが現状です。

公募時期が短いので（1～2か月）気づいてから準備しても間に合わないケースがあるので今から取り組まれることをおすすめします。

（例）中央ビジネスグループでも25年度に「介護、料理、医療におけるコツがつかめる教材シリーズの開発」、最近では新連携の認定を「伝統技術の継承早期化と新商品開発・海外展開による伝統産業サービス向上プロジェクト」「自治体の情報をインターネットテレビで発信し、公費削減と高齢化社会への対応事業」で受けております。

今回は、申請書類の書き方に加え、実際にどのような点に注意して申請書類を記載したら採択されやすいか、具体的な事例をまじえて申請書類を作成する際のポイントをご説明いたします。

#### 【会社概要】

#### 株式会社中央ビジネスグループ

代表取締役 太田 智子(学術博士)

〒540-0036

大阪市中央区船越町一丁目6番6号

レナ天満橋4F

TEL 06-6943-4412

FAX 06-6943-4414

E-mail :promotl@gold.ocn.ne.jp

URL :http://www.chuo-business.com

設立：平成23年4月(平成3年6月創業)

資本金：500万円



#### 株式会社中央ビジネスグループ 代表取締役 太田 智子

中央ビジネスグループ代表取締役として、ISO認証取得、Pマーク取得、不動産業、運送業、環境、介護、法人設立、NPO法人設立など幅広い分野においてコンサルティング業務を展開する。特に補助金・助成金の申請に精通し、成功報酬による代理申請業務もおこなっている。複合材料分野で博士の学位を取得し、自動車会社とともに材料開発の産学連携事業にも取り組む。その後伝統の匠の技の解析研究に参画し、それを発展させ独自におもてなし(接遇)の定性的・定量的分析による数値化を行い、業務にフィードバックすると同時に多くの研究論文として発表している。

#### 【経歴】

- ・京都工芸繊維大学大学院 工芸科学研究科博士課程前期/後期 先端ファイブ科学 専攻修了 学位取得 博士(学術)
- ・タイRMUTT大学において大学院生を対象に講義担当
- ・ポーランドで開催される第5回国際会議「Managing Enterprise of the Future」の国際委員就任
- ・2014年に開催された第4回高品位介護シンポジウム実行委員長
- ・2016年カナダで開催されたHCII学会では1つのセッションをまとめるチェアマンを務める
- ・2017年カナダで開催されたHCII学会でOMOTENASHIセッションをまとめるチェアマンを務める
- ・2017年8月に開催される「おもてなしとその応用国際会議」の実行委員長を務める